

明日香村告示第 41 号

明日香村職員措置請求の監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された「明日香村職員措置請求」について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表します。

令和 7年 9月19日

明日香村監査委員 井上 和彦

同 森本 吉秀

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された「明日香村職員措置請求」（以下「本件監査請求」という。）についての監査の結果は次のとおりである。

明日香村監査委員 井上和彦  
同 森本吉秀

## 第1 監査の請求 略

2 請求書の提出日  
令和7年7月25日

### 3 請求の要旨

請求人提出の明日香村職員措置請求書により請求人が主張する請求の要旨はおおむね次のとおりである。

#### (1) 措置請求事項

- ア 明日香村長が総代会への補助金の内、総代手当に係る部分は各自治会口座へ振り込むよう指導若しくは該当金額を総代会への補助対象から除外し、村から自治会へ直接の補助とすることを求める。
- イ 総代会の研修事業について広報などで広く周知し総代のみが参加するものでなく、自治会住民であれば誰でも参加することのできる形とすることを求める。
- ウ 総代会の事務から村職員を除外することを求める。

#### (2) 請求の理由

- ① 住民の自治会活動や行政への協力活動に対する公共の補助金が自治会にではなく総代会に支給され、総代会はその約40%を各総代に総代手当として現金手渡しで支払っている。総代会への補助金は村長が各種の行政事務の代行・負担を住民に依頼し、その協力に対し支払われているものと解される。行政事務の代行については総代だけでなく、自治会役員や住民も担っていることからこの補助金については総代のみではなく、自治会に帰属するべきであると考えられる。そのため村は総代手当に見合う補助金について総代会を通じて総代個人に手渡しすることを止め、各自治会の預金口座への直接振込みとすることを求めるべきである。
- ② 総代会の主な事業である研修について自治会の研修に要する費用を総代会のみに補助することは不当である。こういった研修が行われていることは住民に広報等広く周知し、参加を求めるべきである。

- ③ 任意団体である総代会の事務局は総務財政課が担当しており、総務財政課の課員が補助金申請や決算書作成、総代会資料の作成など運営実務全般を担っていることは不当なことである。村は独立した任意団体である総代会の事務を村職員に課すことを中止すべきであり、住民への協力依頼体制についても適正に変更すべきである。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 総代手当明細一覧表の写し
- (2) 総代宛文書（行政事務へのご協力について（お願い））の写し
- (3) 新聞記事の写し
- (4) 令和5年明日香村総代会決算書の写し
- (5) 補助金等交付申請書一式の写し

## 第2 請求の要件審査及び受理

監査委員は、本件監査請求が法第242条の所定の要件事項を具備しているものと認め、令和7年8月5日にこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に証拠の提出及び陳述を行う意思がない旨を確認したため行わなかった。

### 2 監査対象課

総務財政課

### 3 監査資料及び監査対象課の陳述の内容

総務財政課に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和7年8月27日に陳述を聴取した。総務財政課より提出された監査資料及び陳述の内容は、おおむね次のとおりである。

まず本件補助金の趣旨は円滑な行政の推進に資するため村の各種行政事務事業及び住民自治に基づく生活環境の整備等に寄与している大字の代表である総代を会員とする総代会に対し、補助を行うものである。地域課題のとりまとめ、調整や村への改善要望の他多くの時間を自治活動に費やしていただいていることに対し、総代会から各大字総代へ手当を支払っていると認識しているところ。支払い金額の算出基準は下記の通りである。

均等割額 1大字につき、年額30,000円

世帯割額 4月1日現在における当該自治会の世帯数に400円を乗じた額

研修については大字の代表である総代を対象に他自治体の自治活動への取り組みや地域課題の解決等の事案を主に研修を行っていただくことを目的としているものであり、研修先での意見交換も行っている。飲食などの負担については総代からの参加負担金でまかなっており、研修目的及び実施内容からしても公益に付するものとして補助金対象の事業としている。

総代会の事務については定例会時明日香村の事務依頼を主にとりまとめ議題とすることから、主に事務局である総務財政課員が担っていた。令和7年度以降総代会の会計等については会役員により行うよう体制変更を行っているところである。

#### 第4 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

以下、その理由について述べる。

##### 1 請求事項アについて

補助金について地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、公益上の必要性を判断することが重要である。本件補助金の交付対象となっている総代会についてみると、総代を代表とする各大字は地域福祉の増進や地域コミュニティの形成のため、地域内の情報伝達、防災、清掃など多岐にわたる活動を行っており行政との連絡調整を行う総代会への補助を行うことは住民福祉の向上に寄与するものであると考えられる。しかしながら、請求人が問題提起する総代個人への手渡しにより総代手当を支給している点については当該団体による手当の支給であるとはいえ公金を財源とする資金であることを鑑みると口座振込等透明性の高い支払い方法に改善すべきであるという請求人の訴えは妥当である。村として総代会と協議の上改善を図っていただきたい。

##### 2 請求事項イについて

研修についての請求人の訴えについては、総代会として大字運営及び地域課題等の解決等を目的として会員である総代を対象として実施される事業であるということから、一種のリーダー研修であると考えられること、またその内容及びあくまでも総代会の実施する事業であることを踏まえると広く広報し、住民全体から参加を募ることは総代会の行う事業範囲を逸脱するものであると考えられることから改善を求めるものではない。しかしながら研修内容については慎重に決定し、公益上の必要性について検討したうえで実施されるよう求めるものである。

##### 3 請求事項ウについて

村職員の事務負担について令和6年度までは村職員が全ての事務を行っていたことは事実であることを確認した。総代会の事務としては会議運営関係、出納管理関係、名簿管理関係に分類され、会議運営関係に関しては総代会にはかる事項が村からの依頼事項であることを鑑みると事務局として総務財政課が事務を担うことは妥当であると考えられる。しかしながらその他事務については村が担うべきでない内容であると考えられるものの令和7年度以降総代会にて担うよう改められているとのことであるので、引き続き総代会と村との調整を適正に行うことを求めるものである。

## 第5 監査委員の意見

村においては、これまでも地域課題を適切、効果的に解決するため、村と総代会との関係について検討し、改善を図ってきたと思われる。今後、さらに少子高齢化が進行し、村民の価値観が多様化することが想定され、地域活動のあり方も大きく変化していくと考えられる。

したがって村においては、村と総代会の関係はもとより、他の任意団体との関係も含め、補助金の必要性やその額の妥当性、また行政と村民との協働のあり方についてなど、幅広い視点から今後とも継続的に検討されることを望む。